

令和7年度自己情報開示等請求一覧

整理番号	受付日	記録の名称又は内容		請求内容の区分	担当課	開示等の個所及び内容	決定日	決定の内容			開示方法	備考
									決定区分	不開示の部分及び理由		
1	R7.4.9	身体障害者診断書・特別障害者手当診断書	1	開示	社会福祉課	身体障害者診断書・意見書(肢体不自由) 特別障害者手当認定診断書(肢体不自由)	R7.4.16		開示	開示請求者以外の個人に関する情報 身体障害者診断書・意見書(肢体不自由)および特別障害者手当認定診断書(肢体不自由)に記載された「医師氏名」及び押印された「印影」は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第1項第2号の不開示情報に該当するため。	閲覧	
				訂正								
				削除				1	部分開示		写しの交付	
				目的外利用等								
				中止					不開示		1 写しの郵送	
2	R7.4.21	障害児通所支援支給意見書	1	開示	社会福祉課	障害児通所支援支給意見書	R7.5.2			開示請求者以外の個人に関する情報 障害児通所支援支給意見書に記載された「医師氏名」及び押印された「印影」は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第1項第2号の不開示情報に該当するため。	閲覧	
				訂正								
				削除				1	部分開示		1 写しの交付	
				目的外利用等								
				中止					不開示		写しの郵送	
3	R7.4.22	心理・職能意見書	1	開示	社会福祉課	心理・職能意見書	R7.4.25	1	開示		閲覧	
				訂正								
				削除					部分開示		1 写しの交付	
				目的外利用等								
				中止					不開示		写しの郵送	

整理番号	受付日	記録の名称又は内容	請求内容の区分	担当課	開示等の個所及び内容	決定日	決定の内容		開示方法	備考		
							決定区分	不開示の部分及び理由				
4	R7. 4. 24	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	1	開示	市民課	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	R7. 4. 28		開示	(1) 開示請求者以外の個人に関する情報 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書に記載の、業務の種類、依頼者の氏名、提出先の一部内容については開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第2号に該当するため。 (2) 押印された印影 事業を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより、事業を営む個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第3号に該当するため。	閲覧	
				訂正								
				削除				1	部分開示		1	写しの交付
				目的外利用等					不開示			写しの郵送
5	R7. 4. 28	戸籍謄本等職務上請求書（戸籍法10条の2第3項から第5項までの規定による請求）	1	開示	市民課	戸籍謄本等職務上請求書（戸籍法10条の2第3項から第5項までの規定による請求）	R7. 5. 8		開示	(1) 開示請求者以外の個人に関する情報 戸籍謄本等職務上請求書（戸籍法10条の2第3項から第5項までの規定による請求）に記載の本籍、筆頭者の氏名、請求に係る者の氏名、生年月日、業務の種類、依頼者の氏名又は名称、上記に該当する具体的な事由は請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第2号に該当するため。 (2) 押印された印影 事業を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより、事業を営む個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第3号に該当するため。	閲覧	
				訂正								
				削除				1	部分開示		1	写しの交付
				目的外利用等					不開示			写しの郵送
			中止									
			中止									

整理番号	受付日	記録の名称又は内容	請求内容の区分	担当課	開示等の個所及び内容	決定日	決定の内容		開示方法	備考		
							決定区分	不開示の部分及び理由				
6	R7. 5. 13	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	1	開示	市民課	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	R7. 5. 19		開示	(1)開示請求者以外の個人に関する情報 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書に記載の請求に係る者の氏名欄の一部、業務の種類、依頼者の氏名、提出先の一部内容については開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第2号に該当するため。 (2)押印された印影 事業を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより、事業を営む個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第3号に該当するため。	閲覧	
				訂正								
				削除				1	部分開示		1	写しの交付
				目的外利用等								
			中止				不開示		写しの郵送			
7	R7. 5. 13	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	1	開示	市民課	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	R7. 5. 19		開示	(1)開示請求者以外の個人に関する情報 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書に記載の本籍、筆頭者の氏名、請求に係る者の氏名、生年月日、業務の種類、依頼者の氏名、提出先の一部内容、欄外記載の一部については開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第2号に該当するため。 (2)押印された印影 事業を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより、事業を営む個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第3号に該当するため。	閲覧	
				訂正								
				削除				1	部分開示		1	写しの交付
				目的外利用等								
			中止				不開示		写しの郵送			

整理番号	受付日	記録の名称又は内容	請求内容の区分	担当課	開示等の個所及び内容	決定日	決定の内容		開示方法	備考			
							決定区分	不開示の部分及び理由					
8	R7. 5. 13	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	1	開示	市民課	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	R7. 5. 19		開示	(1) 開示請求者以外の個人に関する情報 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書に記載の本籍、筆頭者の氏名、請求に係る者の氏名、生年月日、業務の種類、依頼者の氏名、提出先の一部内容については開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第2号に該当するため。 (2) 押印された印影 事業を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより、事業を営む個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第3号に該当するため。	閲覧		
				訂正									
				削除				1	部分開示		1		写しの交付
				目的外利用等									
				中止				不開示		写しの郵送			
9	R7. 5. 29	身体障害者診断書・意見書	1	開示	社会福祉課	身体障害者診断書・意見書（聴覚・平衡・音声・言語又はそしやく機能障害用）	R7. 6. 5		開示	開示請求者以外の個人に関する情報 身体障害者診断書・意見書（聴覚・平衡・音声・言語又はそしやく機能障害用）に記載された「医師氏名」及び押印された「印影」は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第1項第2号の不開示情報に該当するため。	閲覧		
				訂正									
				削除				1	部分開示		1		写しの交付
				目的外利用等									
				中止				不開示		写しの郵送			

整理番号	受付日	記録の名称又は内容	請求内容の区分	担当課	開示等の個所及び内容	決定日	決定の内容			開示方法	備考		
								決定区分	不開示の部分及び理由				
10	R7.5.30	身体障害者診断書・意見書	1	開示	社会福祉課	身体障害者診断書・意見書（ぼうこう又は直腸機能障害用）	R7.6.5		開示	開示請求者以外の個人に関する情報 身体障害者診断書・意見書（ぼうこう又は直腸機能障害用）に記載された「医師氏名」及び押印された「印影」は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第1項第2号の不開示情報に該当するため。		閲覧	
				訂正									
				削除				1	部分開示			1	写しの交付
				目的外利用等									
				中止					不開示				写しの郵送
11	R7.6.5	診断書（令和3年、令和5年）	1	開示	社会福祉課	診断書（精神障害者保健福祉手帳用）	R7.6.9		開示	開示請求者以外の個人に関する情報 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）に記載された「医師氏名」及び「指定医番号」は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第1項第2号の不開示情報に該当するため。		閲覧	
				訂正									
				削除				1	部分開示			1	写しの交付
				目的外利用等									
				中止					不開示				写しの郵送

整理番号	受付日	記録の名称又は内容	請求内容の区分	担当課	開示等の個所及び内容	決定日	決定の内容		開示方法	備考						
							決定区分	不開示の部分及び理由								
12	R7.6.17	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	1	開示	市民課	戸籍謄本・住民票の写し等請求書（司法書士用）	R7.6.19		開示	1	写しの交付	不開示の部分及び理由 (1)開示請求者以外の個人に関する情報 戸籍謄本・住民票の写し等請求書（司法書士用）に記載の本籍、筆頭者の氏名、戸籍法第10条第1項又は住基法第12条第1項に基づく請求の代理請求欄、自己の権利を行使し、又は義務を履行するために戸籍・住民票等の記載事項を確認する必要がある場合欄については開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第2号に該当するため。 (2)押印された印影 事業を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより、事業を営む個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第3号に該当するため。	閲覧			
				訂正												
				削除				1	部分開示						写しの郵送	
				目的外利用等												
				中止					不開示							
13	R7.7.9	請求者の子に関して、市が本人や家族を含めて支援した文書、ケース会議、自立支援会議等の文書記録	1	開示	社会福祉課	①相談内容一覧表 ②相談記録	R7.7.23		開示	1	写しの交付	①の担当 社会福祉課 ②の担当 健康増進課	不開示の部分及び理由 開示請求者以外の個人に関する情報 相談内容一覧表及び相談記録に記載された「氏名」は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第1項第2号の不開示情報に該当するため。	閲覧		
				訂正												
				削除				1	部分開示							写しの郵送
				目的外利用等												
				中止					不開示							

整理番号	受付日	記録の名称又は内容	請求内容の区分	担当課	開示等の個所及び内容	決定日	決定の内容			開示方法	備考		
								決定区分	不開示の部分及び理由				
14	R7.7.9	請求者の子に関して、市が本人や家族を含めて支援した文書、ケース会議、自立支援会議等の文書記録	1	開示	社会福祉課	①相談内容一覧表 ②相談記録	R7.7.23		開示	開示請求者以外の個人に関する情報 相談内容一覧表及び相談記録に記載された「氏名」は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第1項第2号の不開示情報に該当するため。	閲覧	①の担当 社会福祉課 ②の担当 健康増進課	
				訂正									
				削除				1	部分開示				写しの交付
				目的外利用等									
				中止					不開示				1
15	R7.7.10	令和7年6月1日から令和7年7月9日までに申請された戸籍謄本等職務上請求書及び戸籍等交付申請書	1	開示	市民課	戸籍謄本等職務上請求書及び戸籍等交付申請書（令和7年6月1日～令和7年7月9日申請分）	R7.7.15		開示	上記期間での対象文書が存在がないため	閲覧		
				訂正									
				削除					部分開示				写しの交付
				目的外利用等									
				中止				1	不開示				写しの郵送
16	R7.7.16	令和7年1月1日から令和7年7月15日までに申請された戸籍謄本等職務上請求書及び戸籍等交付申請書	1	開示	市民課	戸籍謄本等職務上請求書及び戸籍等交付申請書（令和7年1月1日～令和7年7月15日申請分）	R7.7.24		開示	上記期間での対象文書が存在がないため	閲覧		
				訂正									
				削除					部分開示				写しの交付
				目的外利用等									
				中止				1	不開示				写しの郵送



整理番号	受付日	記録の名称又は内容	請求内容の区分	担当課	開示等の個所及び内容	決定日	決定の内容			開示方法	備考		
								決定区分	不開示の部分及び理由				
19	R7.7.23	心理・職能意見書	1	開示	社会福祉課	心理・職能意見書	R7.7.28	1	開示		1	写しの交付	
				訂正									
				削除					部分開示				
				目的外利用等									
				中止					不開示			写しの郵送	
20	R7.8.12	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	1	開示	市民課	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	R7.8.19		開示	(1)開示請求者以外の個人に関する情報 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書に記載の本籍、筆頭者の氏名、請求に係る者の氏名、生年月日、業務の種類、依頼者の氏名又は名称、上記に該当する具体的事由の一部、使者氏名については開示請求者以外の個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第2号に該当するため。 (2)押印された印影 事業を行う上での内部管理に関する情報であつて、公にすることにより、事業を営む個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第3号に該当するため。	1	写しの交付	
				訂正									
				削除					1		部分開示		
				目的外利用等									
				中止							不開示		写しの郵送

整理番号	受付日	記録の名称又は内容	請求内容の区分	担当課	開示等の個所及び内容	決定日	決定の内容			開示方法	備考	
								決定区分	不開示の部分及び理由			
21	R7.8.26	市が委託運営している埼玉葛北障がいセンターふれんだむ及び埼玉葛北障害者生活支援センターひらにおける請求者の子とその家族に関わる全ての計画相談、相談支援(2019.2.27初)の全ての記録	1	開示	社会福祉課	幸手市委託相談(一般的な相談支援)報告書	R7.9.9		開示	開示請求者以外の個人に関する情報 幸手市委託相談(一般的な相談支援)報告書に記載された氏名等は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第1項第2号の不開示情報に該当するため。	閲覧	
				訂正								
				削除				1	部分開示		写しの交付	
				目的外利用等								
			中止					不開示		1	写しの郵送	
22	R7.8.26	市が委託運営している埼玉葛北障がいセンターふれんだむ及び埼玉葛北障害者生活支援センターひらにおける請求者の子とその家族に関わる全ての計画相談、相談支援(2019.2.27初)の全ての記録	1	開示	社会福祉課	幸手市委託相談(一般的な相談支援)報告書	R7.9.9		開示	開示請求者以外の個人に関する情報 幸手市委託相談(一般的な相談支援)報告書に記載された氏名等は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第1項第2号の不開示情報に該当するため。	閲覧	
				訂正								
				削除				1	部分開示		写しの交付	
				目的外利用等								
			中止					不開示		1	写しの郵送	

整理番号	受付日	記録の名称又は内容	請求内容の区分	担当課	開示等の個所及び内容	決定日	決定の内容			開示方法	備考		
							決定区分	不開示の部分及び理由					
23	R7.9.4	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	1	開示	市民課	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	R7.9.10		開示	(1)開示請求者以外の個人に関する情報 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書に記載の請求に係る者の氏名、生年月日、業務の種類、依頼者の氏名又は名称、上記に該当する具体的事由の一部については開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第2号に該当するため。		閲覧	
				訂正									
				削除				1	部分開示	上記に該当する具体的事由の一部については開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第2号に該当するため。	1	写しの交付	
				目的外利用等									
				中止					不開示	(2)押印された印影 事業を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより、事業を営む個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第3号に該当するため。		写しの郵送	
24	R7.9.10	身体障害者診断書・意見書（視覚障害用）	1	開示	社会福祉課	身体障害者診断書・意見書（視覚障害用）	R7.9.24		開示	開示請求者以外の個人に関する情報 身体障害者診断書・意見書（視覚障害用）に記載された「医師氏名」及び押印された「印影」		閲覧	
				訂正									
				削除				1	部分開示	は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第1項第2号の不開示情報に該当するため。		写しの交付	
				目的外利用等									
				中止					不開示		1	写しの郵送	

整理番号	受付日	記録の名称又は内容	請求内容の区分	担当課	開示等の個所及び内容	決定日	決定の内容			開示方法	備考		
								決定区分	不開示の部分及び理由				
25	R7. 9. 17	診断書	1	開示	社会福祉課	診断書（精神障害者保健福祉手帳用）	R7. 9. 22		開示	開示請求者以外の個人に関する情報 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）に記載された「医師氏名」、「指定医番号」および押印された「印影」は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第1項第2号の不開示情報に該当するため。	閲覧		
				訂正									
				削除				1	部分開示		写しの交付		
				目的外利用等									
				中止					不開示		1		写しの郵送
26	R7. 10. 14	事故発生状況報告書の写し等職務上請求書	1	開示	保険年金課	事故発生状況報告書	R7. 10. 21	1	開示		閲覧		
				訂正									
				削除					部分開示		1		写しの交付
				目的外利用等									
				中止					不開示				写しの郵送

整理番号	受付日	記録の名称又は内容	請求内容の区分	担当課	開示等の個所及び内容	決定日	決定の内容		開示方法	備考		
							決定区分	不開示の部分及び理由				
27	R7.11.18	戸籍謄本等職務上請求書	1	開示	市民課	戸籍謄本等職務上請求書	R7.11.27		開示	(1) 開示請求者以外の個人に関する情報 戸籍謄本等職務上請求書に記載の業務の種類、依頼者の氏名又は名称、上記に該当する具体的事由の一部については開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第2号に該当するため。 (2) 押印された印影 事業を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより、事業を営む個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第3号に該当するため。	1	閲覧
				訂正								
				削除				1	部分開示		写しの交付	
				目的外利用等								
				中止					不開示		写しの郵送	
28	R7.11.26	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	1	開示	市民課	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	R7.12.2		開示	(1) 開示請求者以外の個人に関する情報 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書に記載の業務の種類、依頼者の氏名又は名称、上記に該当する具体的事由の一部については開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第2号に該当するため。 (2) 押印された印影 事業を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより、事業を営む個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第3号に該当するため。		閲覧
				訂正								
				削除				1	部分開示		写しの交付	
				目的外利用等								
				中止					不開示		写しの郵送	

整理番号	受付日	記録の名称又は内容	請求内容の区分	担当課	開示等の個所及び内容	決定日	決定の内容		開示方法	備考		
							決定区分	不開示の部分及び理由				
29	R7. 11. 28	自立支援医療（精神通院医療）意見書（診断書）	1	開示	社会福祉課	自立支援医療（精神通院医療）意見書（診断書）（令和4年・令和6年分）	R7. 12. 8		開示	(1)開示請求者以外の個人に関する情報 自立支援医療（精神通院医療）意見書（診断書）に記載された「医師氏名」は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第2号に該当するため。 (2)押印された印影 事業を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより、事業を営む個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第3号に該当するため。	閲覧	
				訂正								
				削除				1	部分開示		1	写しの交付
				目的外利用等								
				中止					不開示			写しの郵送
30	R7. 12. 10	令和7年7月7日付3区長連名の区長要望	1	開示	くらし防災課	令和7年7月7日付3区長連名の要望書	R7. 12. 16		開示	・開示請求者以外の個人に関する情報 要望書に記載された要望者欄の住所及び電話番号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第2号に該当するため。	閲覧	
				訂正								
				削除				1	部分開示		1	写しの交付
				目的外利用等								
				中止					不開示			写しの郵送

整理番号	受付日	記録の名称又は内容	請求内容の区分	担当課	開示等の個所及び内容	決定日	決定の内容			開示方法	備考		
								決定区分	不開示の部分及び理由				
31	R7.12.11	心理職能意見書	1	開示	社会福祉課	心理・職能意見書	R7.12.17	1	開示		閲覧		
				訂正									
				削除					部分開示		1		写しの交付
				目的外利用等									
				中止					不開示				写しの郵送
32	R8.1.9	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	1	開示	市民課	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	R8.1.14		開示	(1) 開示請求者以外の個人に関する情報 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書に記載の本籍、筆頭者の氏名、請求に係る者の氏名、生年月日、業務の種類、依頼者の氏名又は名称、上記に該当する具体的事由の一部については開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第2号に該当するため。 (2) 押印された印影 事業を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより、事業を営む個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第3号に該当するため。	閲覧		
				訂正									
				削除				1	部分開示		1		写しの交付
				目的外利用等									
				中止					不開示				写しの郵送

整理番号	受付日	記録の名称又は内容	請求内容の区分	担当課	開示等の個所及び内容	決定日	決定の内容		開示方法	備考			
							決定区分	不開示の部分及び理由					
33	R8.1.26	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	1	開示	市民課	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	R8.2.2	開示	(1) 開示請求者以外の個人に関する情報 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書に記載の本籍、筆頭者の氏名、請求に係る者の氏名、生年月日、業務の種類、依頼者の氏名又は名称、上記に該当する具体的事由の一部については開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第2号に該当するため。 (2) 押印された印影 事業を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより、事業を営む個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第3号に該当するため。	閲覧			
				訂正									
				削除				1		部分開示		1	写しの交付
				目的外利用等									
				中止						不開示			写しの郵送
34	R8.3.6	R3時に取得した障害者手帳の写し	1	開示	社会福祉課	精神障害者保健福祉手帳の写し	R8.3.16	1	開示		閲覧		
				訂正									
				削除					部分開示				写しの交付
				目的外利用等									
				中止					不開示		1		写しの郵送

整理番号	受付日	記録の名称又は内容	請求内容の区分	担当課	開示等の個所及び内容	決定日	決 定 の 内 容			開示方法	備 考		
								決定区分	不開示の部分及び理由				
35	R8. 3. 16	身体障害者診断書・意見書（肢体不自由用）	1	開 示	社会福祉課	身体障害者診断書・意見書（肢体不自由用）	R8. 3. 19	1	開 示	開示請求者以外の個人に関する情報 身体障害者診断書・意見書（肢体不自由用）に記載された「医師氏名」及び押印された「印影」は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第1項第2号の不開示情報に該当するため。		閱 覧	
				訂 正									
				削 除					部分開示		1	写しの交付	
				目的外利用等									
				中 止					不 開 示			写しの郵送	
36	R8. 3. 31	家屋の評価調書	1	開 示	税務課	家屋に係る家屋平面図及び再建築費評点表	R8. 4. 13	1	開 示			閱 覧	
				訂 正									
				削 除					部分開示		1	写しの交付	
				目的外利用等									
				中 止					不 開 示			写しの郵送	